

「副 状」小考

—上杉家文書の綸旨・御内書をめぐって—

桑山浩然

はじめに

史料、殊に文書を利用するに際して、料紙・墨・封式・折式など文字以外の情報を観察することによって、紙面に文字で記された情報以上のものを読み取ろうとする試みが近年著しく関心を集めている。東寺・東大寺・醍醐寺・高山寺・仁和寺などに伝えられた中世史料群整理事業の進歩が、このような関心に大きな刺戟を与えていることは言うまでもない。今やどのようなデータが何に使えるのか、史料集を編む場合に何を記録しておかねばならぬのか、といった点が更に深く検討されねばならない時期に来ていると言えよう。

ここで取り上げる副状⁽¹⁾の考察は、戦国期の文書に特徴的に見られる「本書」と副状との関係を、文書が機能した当初の形にまで復原するこ

A	内 容	年 次	文 書 名	発給者	充 所
旗 新 調 允 許	天文四年六月十三日	後奈良天皇綸旨		柳原資定書状	大日本古文書番号
六月十四日		廣橋兼秀		柳原資定	一一七〇号
柳原資定		長尾爲景			一一七五

上杉家文書所収 綸旨・女房奉書・副状 一覽

とによって、文書の持つ意味、あるいは文書の発給者と受給者の関係に文面に表われた以上的新たな視点を見い出したいという希いに発するものである。文書がある程度の群として遺存していることがこのような考察を進めるための前提条件となるが、幸い近時戦国期の文書群としては代表的な「上杉家文書」を見直す機会に恵まれたので、その中で気付いた一、二の事柄を拾つて、御批判を仰ぎたいと思う。

上杉家文書には天皇家より発せられた綸旨・女房奉書などの一群の文書が天文期（一五三〇—五〇年代）に集中して遺存している。まずこれを考えてみたい。

年次を推定できるものを整理すれば次の通りとなる。⁽³⁾

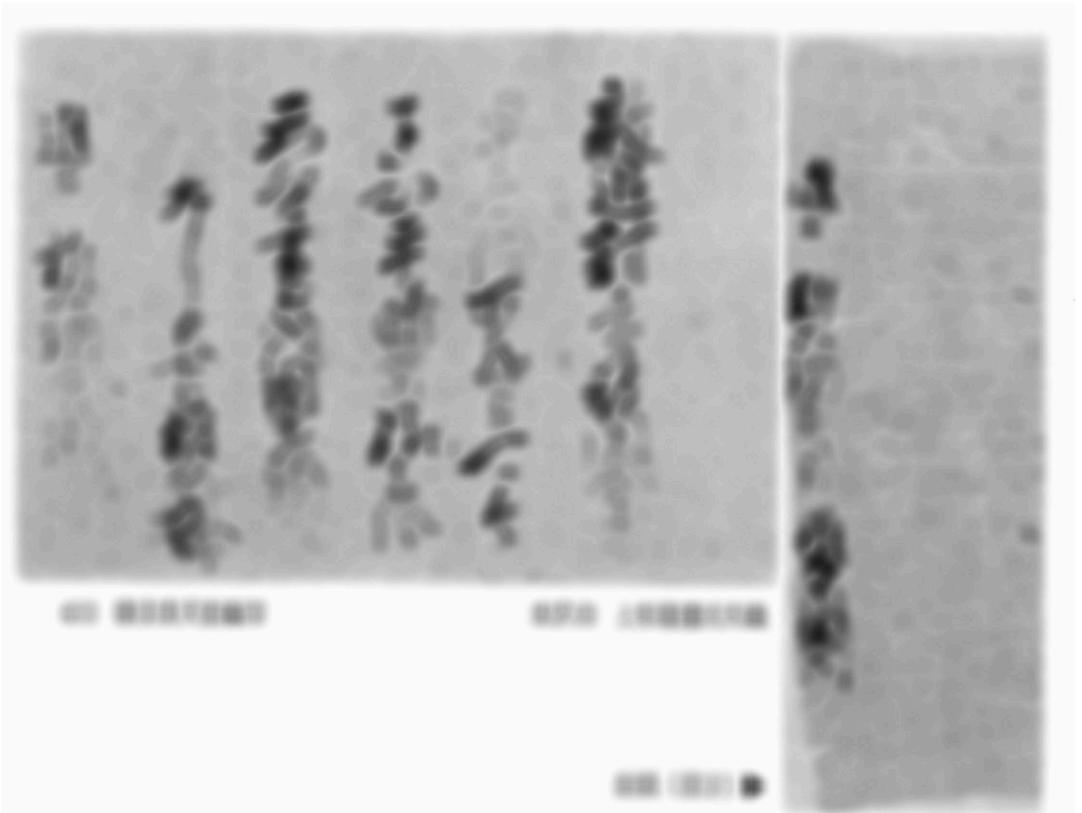
B	敵	追	討	(天文五年)二月十日
C	綸旨挙領御礼進上に對する答札	D	旗挙領御礼進上に對する答札	天文九年八月五日
E	敵	追	討	天文九年八月五日
G	F			
剣 益 下 賜	宸 筆 心 經 奉 納			
(天文二十二年ナラン)	天文十三年四月廿日			
	後奈良天皇綸旨			
	勸修寺 晴秀	高 橋 宗 頬	右京の 大 夫	廣 橋 國 光
廣 橋 國 光	長尾 六郎	廣 橋 兼 秀	長尾 爲 景	德 大 寺 寒 通
(寫) 一 四 六 八 八 七 *		四 三 五	一 一 七 四	四 三 三

このようにして比較してみるといくつかの点に気が付く。まず、直接

べて重事であることは恐らく動かぬところである。

綸旨と女房奉書に使いわけが認められる。これまで戦国期に綸旨・女房奉書が多用されることは指摘されてきたが、その間に使用上の差異があることは寡聞にして聞かない。しかし今のように同類のものをまとめて眺めてみると、内容の軽重によつて使いわけがなされていることは明白である。敵追討（B・E）、家の目印である旗の新調（A）、宸筆の般若心経奉納（F）などが、礼物受領の答札（C・D）や剣盃下賜（G）に較

E・Eに見える諷刺詩の繪旨とは、特定の商の追詰を含したものではない。この繪旨は越後国内の諸豪族との抗争の中で諸家に優越する地位を確立し、より確かな拠り所を得ようとした長尾氏が京都に働きかけて獲得したいわば正当性のシンボルとも言うべきもので、かつて「征夷大將軍」の称号が武家の棟梁と見なされ如く、天皇が長尾氏を越後「國主」と認定したことを見示すものであろう。⁽⁴⁾爲景から晴景への家督相続の時期については定かでない点もあるが、それはさて置き、Eは家督を譲



られた晴景に与えられた綸旨である。爲景は若年の嗣子晴景に対し自分に与えられたと同様の綸旨を得ようと画策し、諸所に贈り物をしてこの綸旨を得た。E グループの文書はその間の事情を如実に示している。A もこれと同様の発想で「錦の御旗」的なものではあるまいか。F は兵乱停止、国土平安を祈念して二十四ヶ国に奉納した宸筆般若心経の一つである。それぞれの国に重臣や有力寺院の住持を派遣して奉納させていることからみても、大事業であったことが諒解できる。⁽⁶⁾ 何よりも C・D と E は近接する時期で、多分同時に届けられた筈なのに、様式を違えて出されていることに注意すべきであろう。これらの点からみて、藏人が奉じる綸旨は、長橋局が奉じる女房奉書より一段上位に位置しているものと考えてよからう。

綸旨の起源には諸説あつたが、現在では御教書と同系、すなわち奉書の一種と考えられており、すでに十世紀末ないし十一世紀初頭にはその文書様式が出来上つている。一方女房奉書はやや遅れて鎌倉期の成立で、年次の確定できるものでは十三世紀中頃のものが知られる。このような歴史の差、文書の紙面から受ける印象が公式様文書を連想させる綸旨と、書札を連想させる女房奉書との差異などが、このような使いわけの理由として挙げうるのではなかろうか。

G の例は、少なくとも形式的には長橋局が奉じた奉書の形をとつてゐるから、誰が奉じたかによつて丁寧さの度合を示している書札礼上の原則からすれば、綸旨よりは下位に位置する扱いと考えられる。ただ宸筆であることに注意すれば、宸筆の綸旨というものは存在せず、宸筆の直書もまた譲状・置文・願文などを除けば極めて稀であることを考えれば、綸旨よりは上位の扱いであつたと考える余地も残る。今の場合は単独で遺存しているので、副状などの状態からこの間の詰めを行ひえないのは残念である。

A・B・Cなどから、この時期のものは綸旨であれ、女房奉書であれ、充所となつてゐる上卿の副状、および上卿の近臣の副状の少なくとも二通の副状が付くのが通例と思われる。その際文書の日付はほとんど同日付で、Bの如く一ヶ月近く遅れるのはむしろ違例に属する。また、「本書」と副状の文言を比較してみると、副状は「本書」と同一文言を繰返してゐる例が多い。このような一般的な傾向は、「本書」と副状の同定や、またいづれかが欠けている際の、欠けた文書の推定の手掛りとなるう。

私が一番目を率かれるのはEの事例である（次頁参照）。先の一般原

則からみて、近臣の副状が綸旨の充所である徳大寺実通、および実通の今は欠けていることは容易に推定されるが、その他に女房奉書と広橋兼秀書状が、それぞれ副状を伴つて副えられている。女房奉書はそれのみでも独立しうる書式なのであるから、その女房奉書が副状として使われてゐるということは、ここに掲げた事例の中では最も厚札と考へてよいのではないかろうか。同じく綸旨であつても副状によつて丁寧さの度合を更に高めることができた実例と言うべきであろう。

ところで、上卿徳大寺実通の副状（今は伝わらないが）、長橋局の奉じた女房奉書の他に、広橋兼秀の書状が副えられたのは如何なる意味なのだろうか。

FとかGの例を除くと、綸旨とか女房奉書とか言つても一方的に長尾家へ与えられたものではない。長尾家側から礼物を贈り、諸所へ工作した結果である。それは文言の中に礼物進上に対する答礼の言葉が入つてゐることで知られる。長尾家から書札を出す際にも、名充人や内容によつてそれにふさわしい人物の副状が付く。公家であれ武家であれ、幾段階にも副状を副えて書札を交換するのが相手に対する敬意の表現と考えられてゐるのである。それに伴い礼物も各段階の人々へ贈られた。言葉を換えて言えば、副状とはどの範囲の人々に「付け届け」をしたかを示す

ものであった。話を広橋兼秀の書状に戻せば、長尾家は何故広橋兼秀に付け届けをしなければならなかつたのであらうか。

この書状の「本書」である綸旨には年付はない。そのため『大日本古文書』では天文五年のものと考定しているが、奉者である広橋国光の蔵人補任は天文九年正月十三日であり、同年三月二十四日には右中弁に転じてゐることからみて、天文九年に置くべきは動かぬところである。ところで蔵人広橋国光こそは今問題としている広橋兼秀の息なのである。

蔵人の職はかつてそれが設けられた時期には大きな権限を持つたものであるが、十六世紀のこの時期になると綸旨の奉者としてその姿を現わす位のものであつて、年若い時期に就く職となつていていたようである。⁽¹⁰⁾ 国光もこの年正月蔵人に補せられ、十四歳にしてはじめて実務を伴う職に就いたところである。父の兼秀は三十五歳、正月に従二位に叙せられた権中納言である。⁽¹¹⁾ 官職から言えば兼秀がこの綸旨の発給に関わる立場にないことははつきりしているが、兼秀が国光の後見人であることは、文面に「私敵治罰 綸旨事、所望由候条、申調進入之候」（一一七三号、傍点筆者）と示されていることで明白である。長尾氏の側から言えば、国光もさることながら兼秀こそが頗り甲斐のある相手であつて、兼秀に礼物を進めて斡旋を依頼する方が実利があると看做していたものである。

広橋兼秀の副状に右のような意味づけをして大過ないならば、この時期になると綸旨の如き公的色彩の強い文書にも私化の波が押し寄せていくこと、蔵人の職よりは親子の血縁関係の方が重視されるようになつたことを読み取りうるのではないかろうか。そもそも私文書の公文書化といふ傾向は律令体制の形骸化と表裏の関係で進展してきた。官職よりも血縁的な関係が優先するという傾向をどう評価するかはさて置き、このよ

四二二 後奈良天皇綸旨

〔封紙ウハ書〕
進上

新大納言殿

〔本紙端裏書〕
權右中弁國光奉

敵

追討事被聞食了、早可任所存旨、可令下知平晴景給者、依天氣言

上如件、國光

〔廣橋〕
〔長尾〕
〔天文九年〕
〔畏是〕

九月廿七日

〔徳大寺美通〕
〔花押〕奉

進上

新大納言殿

〔本紙端裏書〕
權右中弁（花押）奉

く候、かしく、

一七三 廣橋兼秀書状

〔封紙ウハ書〕
〔異筆〕

〔天文九年〕
〔庚子〕

長尾弥六殿
〔晴景〕
兼秀

〔端裏〕
〔墨引〕

私敵治罰 綸旨事、所望由候条、申調進入之候、弥可為本意之次第
候、猶宗頼可申候也、謹言、

〔天文九年〕
九月廿七日

〔花押〕

長尾弥六郎殿

一一七四 高橋宗頼書状

〔封紙ウハ書〕

長尾信濃守殿
〔爲景〕
高橋若狭守
〔端裏〕
〔墨引〕

尊報

〔端裏〕

〔墨引〕

尊書祝着之至候、抑為先年 綸旨御礼御申段珍重存候、次对私五百
疋被送下候、御懇之儀畏存候、只今又 弥六郎殿御申綸旨之儀、内海
被申候条、随分被申調被遣候、希代御面目候、急度御礼御進上之儀
可然存候、巨細内海可被申条、不能詳候、恐々謹言
〔天文九年〕
九月廿七日 宗頼（花押）

返し、我身よりよくく申せとて候へく候、又こんとも御りん
し色ミ御申とくのえ御下候、いさひはうつみより申され候へく
候、くれく御よふの事候はく、おほせ事候へく候、
いまた申つけ候はねとも、一筆とりむかるまいらせ候、さては御つ
ほねさまへ御れぬ式千疋まいらせられ候、めてたくおほしめし候へ

長尾信濃守殿
尊報

うな動きが公家の世界に限った現象でないことは、次にみる武家の場合でもうかがわれる。この段階では、綸旨であれ女房奉書であれ、文書形式にかつて「公文書」と意識されていた時期の面影を留めるものの、他の権門勢家より発せられる文書と何ら変るところがない原理で発せられていると考えておいた方が、より誤解を生まないのではなかろうか。

二

次に將軍家より発せられた御内書とその副状について考えてみたい。

上杉家文書中に原本の残る室町將軍家御内書は、義晴・義輝・義昭三代の間だけでも約四十点に上る。義晴・義輝期のものはどちらかと言えば上杉氏（長尾氏）側から諱を通じようとして工作した結果発せられた内書であるのに対し、義昭の内書は上杉氏の助勢を乞うものが多い。前者が儀礼的内容であるとすれば、後者はより実質的であって、その意味で言えば義昭期の内書が検討せられなければならない。しかし今「副状」という観点からこれを見る時は、義晴・義輝期の内書の方に先の公家の副状とも通ずる問題が発見される。

まず武家書札礼全般についてみれば、原則としては公家のそれと大きな違いはない。内書には近臣の副状が付くのが普通で、礼物進上の答札などの際には、礼物贈進の範囲によって將軍家御台所、副状を書いている人物などが自分へも礼物を貰つたことについての礼状を併せて副えている。例えば享禄三年九月、小袖を下賜された長尾氏から礼物を奉つたのに対し、その礼状として発せられた御内書は、三八二号（御内書）・三八三号（大館常興の副状兼礼状）・三八四号（御台所消息）・？（大館常興の副状）・三八五号（大館晴光の礼状）・三八六号（晴光書状の副状）という組合せとなつており、大館常興より長尾氏の家臣で京都に駐在する神余氏充の書状がこの他に副えられていたらしい。

將軍の内書には將軍自筆のものと、右筆書きのものと二様ある。前者がより厚礼であることは言うまでもない。上杉家文書中には將軍自筆の内書は二点（三六一・三六六号）しか伝わっていないが、いざれも直接受取人の名充にせず、幕府近臣（副状を付する人物）に充てる形式をとっている。自筆の内書と右筆書きのそれには文言などに差異をつけるのが作法であると故実書には見えているが、充所について直接名充人にしないのが一般原則であると言いうるのかどうか、調査不十分で決せられない。ただ、仲介者を立てることによつて自筆内書の持つ意味がそれだけ高められ、同じく内書の形式をとつても普通の内書よりは更に一段厚礼の内書だということを印象づける効果を生じたことは見逃しえないのである。

次に將軍家御台所の書状についてみると、様式としては直状のもの（三八四・三八九・一一四号）と、奉書のもの（三六九・四四九号）がある。勿論直状のものが厚礼で、綸旨に対する女房奉書に匹敵するものであろうか、形態は大変重々しい。良質の料紙を折紙にして使用するが、これに札紙が添えられている。これを縦折りすると料紙四枚を重ねることになるため、折疊みしやすくするためであろう横折筋に添つて料紙の一部を切り離してある。⁽¹⁴⁾ 封式は、本紙に切り封を加えた上、料紙一枚重ねの封紙に包んでこれに更に捻封が施してある。一方奉書様式のものは堅紙を用い、封式は切封を施すのみであつて、封紙は用いられた形跡がない（封紙散佚の可能性がないわけではないが、上杉家文書全体の保存状況は良い）。形態上からも御台所直状の大変厚礼であつたことがうかがわれる。

ところで將軍家御台所の消息とその副状を組み合わせてみると、一点他とやや趣を異にするものが現われる。それは一一四号であ

一一四 室町將軍家 女房消息

(端見返ウハ書)
(義俊) (墨引)
大かく寺殿

御ちこ

申給へ い」

(長尾景虎)
なを／＼、ちうもし申候へく候、かしく、
なかう申候くらおほい・かさふくろの事、うけたまはり候、かい分
申とゞのへ候て、つかわし候事にて候、御心やすくおほしめし候へ
く候、

一一五 大覺寺門跡義俊書状

(封紙ウハ書)

『大覚寺殿』

(端裏) (義俊)
長尾平三とのへ (花押)

白金袋・毛氈鞍覆御免事、愛若護(幸海)下坊申付、達上聞候處、則被成
御内書候、大館(晴光)左衛門佐副状迄相調下進之候、弥属本意、遂在京可
抽忠功儀肝用候也、穴賢／＼、

(天文十九年)
二月廿八日 (義俊)
(花押)

長尾平三とのへ

一一六 大覺寺門跡義俊書状

(封紙ウハ書)
下坊
「(端裏)
(墨引)
(花押)」

今度申上景虎白金袋・毛氈鞍覆事、被成御免付而、相副一札候、
能々可申越候、自当坊依取申、以別義調下遣之候、併面目至候、
早々御礼申上候様、可申下事簡要候也、穴賢／＼、

(天文十九年)
一月廿八日 (幸海)
(花押)

下坊

四三七 愛宕山下坊幸海書状

(封紙ウハ書)

長尾平三殿

参人々御中

(端裏) (墨引)

態令啓上候、仍白金袋・毛氈鞍覆事、先々御赦免御由緒ニ候、然而、
當御代武勇御名譽依有其聞、兩様御免之儀被仰出候、雖楚忽之儀
候、愚僧事、從為景虎御代致御祈念事候、就中、殿中有好 上意之
趣、尤以目出由令馳走候、因茲、則被成 御 内書候、殊大覺寺御
門主、次大館左衛門佐殿被添御状候、旁御面目之至候、雖可被差下
上使旨候、御國亂後万端御事茂付而、可為御造作候間、申留候、委
細猶花藏院并神余殿(寅綱)可被申達候、恐惶謹言、

(天文十九年)
三月吉日

幸海 (花押)

長尾平三殿

參人々御中

寺義俊に充てたものであることを手掛りとして副状を搜せば、一一一五号がこれに当たり、更に義俊より愛宕山下坊幸海充（一一一六号）、幸文二十一年五月の奉書¹¹四四九号に「中」と署名している女房（天う）の副状が、一一一五号には大館晴光の副状が、四三七号には花蔵院と神余実綱充の書状が併せてあつたものと考えられる。

さて、私がこの文書に注目する所以は、一一一五号に言う「御内書」とは一一四号以外とは考えられず、だとすれば何故に御台所の消息が「御内書」と呼ばれなければならなかつたのかという点である。

景虎からは将軍家より内書の出されたのをうけて当然のことながら礼物が進上され（時間的順序で言えば礼物の方が先に進上されたのだろうが）、それに対する答礼の内書一一七号（副状一一八号¹²）が残されている。この内書は義藤（義輝）より長尾平三充になつてゐる。そして大館晴光の副状では義藤のこの内書を「御方御所様御内書」と称しているのである。義藤はのことよりみても内書を出す能力がなかつた訳でないことは明らかである。それでもかかわらず何故に義藤は鞍覆・傘袋免許の内書に署名せず、御台所の消息が内書と称せられなければならなかつたのであらうか。

その解答は一つ、一一一四号の「い」と署名した女性は、『大日本古文書』の編者が考定された義藤の御台所ではなくて、義藤の父義晴の御台所を指している、と考える以外思い浮はないのである。一一一四号が義晴の意を受けたものと考えることが承認されるならば、義藤御内書の副状（一一一八号）に義藤の内書を殊更に「御方御所様御内書」と称している理由もすんなり理解できるし、大覚寺義俊の書状（一一一五号）

〔封紙ウハ書〕
〔異筆〕
室町將軍家足利御内書
天文十九年卯月十七日申刻
〔景尾〕

〔天文十九年卯月十七日申刻〕
〔附錄〕
『天文十九年卯月十七日申刻』
長尾平三とのへ
〔景虎〕
白傘袋毛氈鞍覆御免之時
將軍義輝公御内時
為白傘袋・毛氈鞍覆礼・太刀一腰・鵝眼三千疋到来、神妙、猶晴光
可申候也、
一月廿八日
〔足利義勝〕
〔花押〕

		長尾平三とのへ
	(封紙ウハ書)	
大館左衛門佐晴光添状	白參袋毛氈鞍覆御免ノ時 (附箋)	一一一八 大館晴光副状
長尾平三殿	大館左衛門佐	
晴光		

（墨引）一
為白傘袋・毛氈鞍覆御免御禮、御太刀一腰・青銅三千足御進上候、

為白傘袋・毛氈蓑覆御免御礼、御太刀一腰・青銅三千疋御進上候、
仍被成 御方御所様御内書候、御面目之至候、猶得其意可申由被仰
出候、恐々謹言、

かつたのであろうか。

その解答は一つ、一一四号の「い」と署名した女性は、『大日本古文書』の編者が考定された義藤の御台所ではなくて、義藤の父義晴の御台所を指している、と考える以外思い浮はないのである。一一四号が義晴の意を受けたものと考えることが承認されるならば、義藤御内書の副状（一一八号）に義藤の内書を殊更に「御方御所様御内書」と称している理由もすんなり理解できるし、大覚寺義俊の書状（一一五号）

が自らの書状を副状とは言わずに「大館左衛門佐副状」のことを述べていることなども理解しやすくなるであろう。そこで将軍がいながら前将軍の意を受けた御台所の消息をあえて「御内書」と称した理由を、当時の客観情勢と関連させつつ今少し考えてみよう。

一一四号の発給は一一一五・一一七号との関連から天文十九年二月二十八日付と推定される。時の将軍は義藤（義輝）である。義藤は天文五年三月の誕生、天文十五年十二月元服して征夷大将軍に任せられているが、天文十九年には十五歳であった。この前年天文十八年六月、攝津より上洛をはかる三好長慶との抗争で形勢の悪くなつた細川晴元は、六角義賢と共に義晴・義藤父子を擁して京を捨て、近江坂本に奔つた。その年暮頃から義晴は重病に罹つていたものらしく、明けて天文十九年正月八日には幕府から諸社寺に病氣平癒祈願が令せられ、同十四日には天皇より見舞の使節が派遣された。義晴・義藤父子は細川晴元の京都恢復の見通しが出てきた三月坂本を出て穴太に移るが、結局この企ては晴元の家臣伊丹親興の寝返りで果せず、五月四日に義晴は穴太で歿するのである。一一四号はそんな最中の二月二十八日に発せられている。義晴が内書に署名できなかつたのは病気のためであつたことは間違いない。重態の前将軍に代つて御台所が消息を書いた。普通ならば御内書一大館晴光副状と揃えて届ける筈であるが、御台所が書いたものであつたが故に大覚寺義俊が御台所の後見役的立場で書状を副え、それに大館晴光の副状が付くことになつたのである。「本書」・副状の関係を組み合わせていくと、これが最もありうる推測ということになるのである。

以上、副状の考察から出発して將軍家御内書に代りうる將軍家御台所消息の存在を指摘し、併せて名目的な將軍は居ても彼の内書よりは前將軍の意を承ける御台所の消息の方が重視されるという事態を抽出することができた。思えば若年の息子に職を譲りながら実権は依然父親が持つ

というのはここに始つたことではない。古くは院政期の上皇と天皇の関係に見られることであるし、室町将軍家で言えば義満—義持、義政—義尚の関係などにその典型を見る事ができる。その意味で言えば決して珍らしいことではないかも知れない。しかし幕府の意思は將軍の意思であると同時に將軍を中心とする政治権力体の意思でもある点に注目するならば、誰が権力の中核に坐つているかは決して忽せにはできない。ともすれば文書の文面通りに「上意」＝將軍を中心として幕政が動いているかに思いやすれば、殊に將軍が若干で前将軍が健在の間は、「上意」＝前将軍の意であるケースが決して例外ではないことをこの例は教えてくれていると考える。先に見た広橋兼秀—国光の例といい、これといい、この時期には父と子の関係に今一段の配慮が必要であろう。

むすびにかえて

伝存はないがかつて存在したことを確かめうる文書というものは決して少ないものではない。訴陳状、売買譲与の連券などにしばしばその例を見るのであるが、ここに戦国期の文書にも副状という観点から佚失文書の推定が可能であることを確認できた。しかも「本書」と副状を組み合わせることによって、文書発給の事情や文書の持つ意義がより鮮明に把握できる場合のあることが判明した。戦国期の文書と言えば、これまで開拓された古文書学からは専外に置かれることが多い。きわめてさやかな思い付きであり、しかも限られた史料で推測を重ねたに過ぎないが、副状といった手掛りからでもこの時期における文書機能の一端を覗くことができたようだ。今回は力の及ばなかつたもと広い範囲の史料で、今後更に考えてみたいと思う。

△付記▽

本稿は元来『新潟県史 史料編3 中世』に収める上杉家文書の編纂作業の過程で発想したものである。しかし内容が本所刊行の『大日本古文書家わけ第

十二 上杉家文書』の補注的意味合いを持つものであったので、史料編纂所第一八三回研究発表会で報告した。このような形で公表することを快くお許し下さった新潟県史編さん委員会ならびに史料調査・写真掲載につき格別のご配慮を賜つた上杉隆憲氏に深謝の意を表する。併せて研究発表会において有益な示教を与えた同僚諸氏にも謝意を表する。

注

(1) ここに副状と称する文書は、主たる文書——例えば綸旨・女房奉書・御

内書など——に副えて送附される文書のことである。副状は主たる文書——適當な言葉を知らないので、本稿では仮に「本書」と称する——の發給者の侍臣、近侍者が發給し、「本書」の趣旨を繰返したり、送達の意味を強調したりしながら、併せて發給者自身の意思を表明するものである。相田二郎氏は「本書」と副状の形態的特徴について、「室町時代にては、御内書が大高檀紙であれば、副状は杉原、鳥子の切紙であれば、同じく鳥子であっても、薄手のもの、若くは杉原であった」(『日本の古文書』岩波書店、一九四九年、上五二三頁)と説かれるが、本稿はもっぱら『大日本古文書家わけ第十二 上杉家文書(一一三)』(一九三一—六三年)によっているため、これらの点の詳細は他日の検討に譲らざるをえない。

(2) 副状を主題とした訳ではないが、副状を文書整理に活用し成果を挙げた研究として、本願寺より發給された文書を扱った立教大学日本史実習中世班(藤木久志)・泊清尚「中世末、本願寺懇志請取状の研究試案——越後頸城郡本覚坊文書について——」(『新潟県史研究』一〇、新潟県、一九八一年)およびこれに先行する報告、日本史実習報告③「一向宗越後本覚坊の中世文書について」(『史苑』四〇一、立教大学史学会、一九八〇年)を挙げる。

(3) 無年号文書の年次比定等について『大日本古文書』・『越佐史料』三(高橋義彦、一九二七年)と見解を異なる部分があるが、今は筆者も編纂作業に参加した『新潟県史 資料編3 中世』(新潟県、一九八二年)の

見解によることとし、逐一の考証を省略する。

なお、本稿で文書を指示する際には、便宜『大日本古文書』の文書番号を用いることとする。

(4) これより先永正末年から大永にかけては、長尾氏が越中・信濃へ出兵するなどの膨張策をとりうる程に越後国内は安定していた。ところが享禄三年、中越後の上条氏が事を構えるに至り、それに下越後の豪族が同調するに及んで、国内は争乱状態に陥っていた(『越佐史料』二三)。衰えたりとはいえ守護上杉氏が存在し、しかも守護上杉氏—守護代長尾氏の間がしつくりしていない状況下で、長尾氏が何らかの権威を求めていたとしても不思儀ではない。

(5) (年欠)八月三日長尾為景讓状(四二八号)がこれを伝えるものである。『越佐史料』三一八三二頁は、恐らくEとの関係からの推測である、天文五年に置くが、『大日本古文書』は「天文初頭」とするのみである。今のところ年次を確定できる手掛りは見当らない。

(6) 『越佐史料』三一八七〇頁参考。
(7) 飯倉晴武「綸旨」(『日本古文書学講座 古代編II』雄山閣出版、一九七九年)、佐藤進一『古文書学入門』(法政大学出版局、一九七一年)一〇五頁以下。

(8) 佐藤進一前掲書一一六頁以下。
(9) 「公卿補任」天文十六年条。

(10) 今試みにこの時期における藏人に補任された人(文官系=弁より補される人)を「公卿補任」「職事補任」「弁官補任」などによってたどってみれば、その出自は日野流、勧修寺流の二流に限られ、初任は概ね十代であることがわかる。武官系=近衛府の将あるいは佐より補される人は、五位の藏人にならず、直に藏人頭になる例の如く、正親町三条、三条西、中山、松木の諸家から出ている。(二四頁別表参照)

(11) 「公卿補任」天文九年条。
(12) 三八三号に「委曲神余方可被申候」とある。このような文言が副状のあることを示すことについては、佐藤進一前掲書一七六頁に指摘がある。

蔵人に補任された年次およびその時の年齢

武官系	文官系	官系
		勸修寺流
		勸葉中甘萬里御露小路
松 中 三 正 親 町 条 三 条	木 山 西	勸修寺
宗藤 康親 大永 永正 四・三・廿 頭 三十五歲	実胤 公条 永正 永正 二・五・六 卅頭 廿三歲 孝親 天文 四・十二・十九 頭 廿四歲	尚顯 明應 文明十八 賢房 伊長 宣治 天文 頼繼 永正 八・十一 頭 十九歲 公兄 永正 九・九・卅 頭 廿三歲 寒世 大永 八・四・廿四 頭 十八歲 惟房 享祿二・五・廿八 十七歲 十七歲 十七歲 十七歲
守光 長享 國光 天文 資定 永正 冬光 延德	鳥 柳 町 丸 原 野 橋 野	日 野 流
内光 文龜 守光 長享 國光 天文 資定 永正 冬光 延德	兼秀 大永元 大永元 十一・廿一 天文二・九・廿五 十八歲 尹豐 永正十六 秀房 永正五 十七歲 惟房 享祿二・五・廿八 十七歲 惟房 享祿二・五・廿八 十七歲	晴光 天文六・三・十四頭 十六歲 十六歲 十六歲 廿三歲 廿三歲
		晴秀 天文五・十二・七 十四歲

(注) 補任年次の後に「頭」と注したものは、五位蔵人を経ずに直に蔵人頭になつたことを示す。

(14) 〔伊勢貞助雜記〕(群書類從卷六八九所収)に、「御内書に覺候との御文言は御自筆の外には調進候ましく候、御自筆の外は用捨の事也、此外にも御自筆と調進に相替事多し」と見える。

『新潟県史』（前掲）附録三八四・一一四号の写真を載せる。なお、(永禄二年十月頃)近衛植家書状(一一四七号)も同様の形をしており、

女性の書札に固有の様式ではない。

「大日本古文書」は一一一八号を一二四号の副状と考定している。一一四号は「鞍覆・傘袋の免許」を内容としているのに対し、一一七号は「鞍覆等免許に対する礼進上の答礼」を内容としている。一一八号は礼進上の答礼のことを述べており、先述の副状の一般原則からみても、一

外にも御自筆と調進に相替多し」と見える。

(1) 〔新潟県史〕(前掲) 附録に三八四・一一四号の写真を載せる。なお(永禄二年十月頃) 近衛稙家書状(一一四七号)も同様の形をしており、

一一四号の副状と考えるよりは一一七号の副状と考うべきものである。

(16) 周知の如く「御方」とは貴人の妻室またはその子女を指す言葉である。『貞丈雑記』卷二には「御方御所と申すは公方様のいまだ御家督をつき給はざる時を申也」と説明している。今の場合、一一七号が花押から義藤の内書であることが動かない以上、義晴という「当主」（といつていいかどうか問題は残るにしても）の存在を前提にしない限り、この語は理解しえない。

(17) 「足利家官位記」(『群書類從』卷四八所収)。

(18) 以上『史料綜覽』十、天文十八年六月—十九年五月条。